

nagomi
お知らせ **軽自動車税のお知らせ**
news

☎ 税務課 町民税係 ☎0968・86・5723 (内線551)

軽自動車税は、毎年4月1日に登録されている車両の所有者に課税されます。
5月上旬に送付される納税通知書で、6月1日圓までに納めてください。
また、口座振替による納税の場合、6月1日圓が振替日となりますので、預金残高をご確認ください。
今年度の税率（年額）は次のとおりです。

●原動機付自転車・二輪車・小型特殊自動車等

車種区分 (原動機付自転車)		税率 (年額)	ナンバープレート	車種区分		税率 (年額)
第一種 一般原付	50cc以下又は定格出力0.6kWh以下	2,000円	白色	ミニカー		3,700円
第一種 一般原付 (新基準原付)	125cc以下かつ最高出力4.0kWh以下	2,000円	白色	軽二輪	125cc超250cc以下	3,600円
第一種 特定原付 (例:電動キックボード等)	定格出力0.6kWh以下	2,000円	白色	ボートトレーラー		3,600円
第二種 乙	50cc超90cc以下又は定格出力0.8kWh以下	2,000円	黄色	小型特殊自動車 農耕作業用		2,400円
第二種 甲	90cc超125cc以下又は定格出力1.0kWh	2,400円	ピンク色	その他		5,900円
				二輪の小型自動車	250ccを超えるもの	6,000円

●三輪及び四輪以上の軽自動車

新規検査年月については自動車検査証の「初度検査年月」の欄をご確認ください。なお、今年度課税の重課対象は、自動車検査証に記載されている初度検査年月が「平成25年3月」以前のものとなります。

車種区分	税額 (年額)		重課税率 (年額)
	平成27年3月31日以前に新規検査を受けた車両	平成27年4月1日以後に新規検査を受けた車両	
軽自動車	三輪 (660cc以下)		4,600円
	四輪 (660cc以下)	乗用	8,200円
		貨物	4,500円
		営業用	6,000円
	自家用	12,900円	

※動力源又は内燃機関の燃料が電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電気併用の軽自動車並びに被けん引車を除きます。

休日在宅当番医・当番薬局

月	日	地域	当番医	電話番号	門前薬局	電話番号
3		和木町	和木クリニック	0968-86-6001		
		玉名市	しまかわ医院	0968-84-3722	ハッピー薬局(本店)	0968-76-2828
		玉名市	小田整形外科	0968-82-4488		
4		玉名市	ひがし成人・循環器内科クリニック	0968-71-0600	しょうぶ薬局	0968-72-5550
		玉名市	おおかど胃腸科クリニック	0968-72-5611	ライフ薬局	0968-74-5211
		玉名市	玉名泌尿器科クリニック	0968-74-3272	ケンコー堂薬局(立願寺店)	0968-76-8383
		玉名市	もみの木こどもクリニック	0968-72-0033	海浜総合薬局(築地店)	0968-82-8338
5		長洲町	田宮二郎内科	0968-78-2150	長洲まりん薬局	0968-78-8868
		玉名市	玉名第一クリニック	0968-72-4165		
6		南関町	田尻医院	0968-53-0016	新生堂薬局(南関店)	0968-79-7667
		玉名市	大野内科クリニック	0968-72-3405		
		玉名市	玉名第一クリニック	0968-72-4165		
10		玉名市	河野医院	0968-73-3734	そうごう薬局(高瀬店)	0968-57-7181
		玉名市	古庄胃腸科・内科医院	0968-57-0013	ハッピー薬局(岱明店)	0968-57-5008
17		和木町	和木町立病院	0968-86-3105	菊水堂薬局	0968-86-2971
		玉名市	鹿井内科	0968-72-2275	つばめ薬局(高瀬店)	0968-79-8020
		玉名市	中野医院	0968-82-3970		
24		長洲町	ながすクリニック	0968-78-0527		
		南関町	さかき診療所	0968-53-1125	松林堂薬局	0968-53-1151
		玉名市	吉村循環器科内科医院	0968-84-2765		
		玉名市	岡本外科医院	0968-74-2277		
31		玉名市	浦田医院	0968-74-2412	新生堂薬局(玉名はねぎ店)	0968-74-3191
		長洲町	西山クリニック	0968-78-7811	長洲きんぎょ薬局	0968-63-9385
		玉名市	鶴上整形外科リウマチ科	0968-72-2007	そうごう薬局(玉名亀甲店)	0968-76-6181

nagomi
お知らせ **軽自動車税が全額減免になる制度のお知らせ**
news



☎ 税務課 町民税係 ☎0968・86・5723 (内線551)

和木町では、身体等に障がいがある方の生活や移動を支援するため、軽自動車税を全額免除しています。下記の要件に該当する方は、申請期限までに手続きが必要です。対象となる車は、軽自動車・原付バイク等です。

令和8年度から **軽自動車税の障がい者減免要件を一部拡充します**

生計同一者の運転も対象	生計同一者の運転も対象	対象となる障がい等級の一部拡充
障がい者本人と生計を一にする者が納税義務者である軽自動車等も当該障がい者を乗せて使用する場合は減免対象となりました。 ※ただし、減免申請できるのは、障がい者1名につき普通自動車を含めて1台のみです。 ※原付バイク等一人乗り仕様の車両については、障がい者本人が納税義務者の場合のみ減免申請できます。	減免対象の障がい等級すべてにおいて、当該障がい者と生計を一にする者が運転する場合も減免対象となりました。 ※当該障がい者を乗せて運転する場合に限ります。	身体障がい者手帳の肢体不自由(上肢)2級及び乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(上肢機能)1級、2級のすべてが減免対象となりました。

●減免の対象となる自動車は

自動車の所有(取得)者	運転者	使用の目的	減免申請に必要な書類	自動車の種類	減免台数
障がい者本人	障がい者本人	特に問わない	①車検証、②手帳、③免許証	車検証に自家用と記載されているもの	障がい者1人につき、自動車(普通/小型)、軽自動車のうち1台のみ
生計を一にする者			①車検証、②手帳、③免許証 手帳所持者が生計を一にする者と別居の場合、生計同一が分かるもの 例)健康保険証、源泉徴収票、確定申告書等		
障がい者本人	障がい者と生計を一にする者	障がい者の通学、通院、通所、生業、日常生活の用に共されるもの			
生計を一にする者	障がい者のみで構成される世帯の障がい者を常時介護する者	障がい者の通学、通院、通所、生業の用に共されるもの	①車検証、②手帳、③免許証 障がい者のみで構成される世帯の障がい者を常時介護する者が運転する場合は、生計同一が分かるものが必要です。		
障がい者本人					
常時介護者					

●対象となる障がいの程度

※障がい名が2つ以上の場合、各々の障がいの程度について等級(程度)が認定されますので、あてはまらない場合もあります。

障がいの区分	障がいの程度	
視 覚 障 が い	1級~3級及び4級の1	
聴 覚 障 が い	2級及び3級	
平 衡 機 能 ・ 音 声 機 能 障 が い	3級(喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る)	
上 肢 不 自 由	1級及び2級	
下 肢 不 自 由	1級~6級	
体 幹 不 自 由	1級~3級及び5級	
心臓・じん蔵・肝臓・呼吸器・ぼうこう・直腸又は小腸機能障がい	1級及び3級	
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1級及び2級
	移動機能	1級から6級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい・肝臓機能障がい	1級から3級	
療育手帳	障害の程度が「A」と記載された者	
精神障害者保健福祉手帳	「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項」に規定する障害等級が1級である者	

●手続きに必要なもの

- ・車検証(有効期限が切れていないものに限る)
- ・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、戦傷病者手帳のいずれか
- ・運転免許証
- ・マイナンバーカード(個人番号が分かるもの)
- ・令和8年度の軽自動車税の納税通知書
- ・車両の所有者が生計同一者で当該障がい者と別住所の場合、生計同一が確認できる資料
※家族運転の場合は、病院や学校が発行する通院証明書、通学証明書等の証明書



●減免申請について

令和8年度の納税通知書は5月上旬に発送いたします。納税通知書がお手元に届いてから、上記の期限まで(土日を除く)に、役場本庁税務課または三加和支所地域振興課にて手続きをしてください。
※期限を過ぎてからの申請は一切受け付けることができませんので、御了承ください。